

# 定額減税補足給付金（不足額給付１）のお知らせ

## 1. 概 要

令和６年に実施した定額減税補足給付金（調整給付金）の算定に際し、令和５年所得等を基にした推計額（令和６年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和６年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給するものです。

## 2. 対象となる方

（該当すると想定される方に書類をお送りしています。）

令和７年１月１日時点で八幡平市にお住まいの方で、次の（１）～（４）のいずれかに該当する方が対象となります。

ただし、合計所得金額が１,８０５万円を超える方は対象外です。

（１） 令和５年所得に比べ、令和６年所得が減少したことにより、

「令和６年分推計所得税額（令和５年所得）」＞「令和６年分所得税額（令和６年所得）」となった方

（２） こどもの出生等、扶養親族が令和６年中に増加したことにより、

「所得税分定額減税可能額（調整給付時）」＜「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方

（３） 調整給付金支給後に税額修正により、令和６年度分個人住民税所得割額が減少し、不足が生じた方

（４） 令和６年１月１日時点で国内非居住だった方で、令和７年１月１日以前に入国し居住者となり令和６年所得税が発生し、かつ定額減税しきれない額が発生した方

## 3. 手続きの方法

同封の返信用封筒に次の書類を入れて投函または最寄りの窓口（本庁地域福祉課、西根総合支所、安代総合支所、田山支所）に持参してください。詳しくは裏面をご覧ください。

### 【ご提出いただく書類】

① 確認書（緑色の用紙）

② 通帳かキャッシュカードの写し ※振込先を変更または代理人による受給の場合

③ 本人確認書類 ※振込先を変更または代理人による申請等の場合

④ 源泉徴収票や確定申告書の写し ※確認書に記載する数値に重大な相違がある場合



裏面に続く

## 【全員】 同封の確認書表面に必要事項をご記入ください。

支給額及び算出式等をご確認のうえ、確認日、氏名（申請者）、連絡先電話番号を記入してください。

確認書の表面に印字されている口座でよろしければ、確認書のみご提出ください。

※印字されている口座以外への振込みを希望する場合

⇒ A へお進みください。

※代理人が確認、受給等を希望する場合

⇒ B へお進みください。

※確認書に記載する数値に重大相違がある場合

⇒ C へお進みください。

## A 【印字されている口座とは別の口座に変更する場合】

確認書裏面の【受取口座記入欄】を記入し、次の①および②を提出してください。

### ① 振込先口座が分かるもの

（金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

### ② 本人確認書類（次のア～ウのいずれかの写し）

ア 顔写真入りの書類

（運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、マイナンバーカード等）1点

イ 顔写真がない書類

（公的医療保険の資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳等（※氏名の他に、生年月日または住所が入ったもの））2点

ウ 上記イの書類1点と氏名の他に生年月日、住所または顔写真が入った書類

（診察券、公共料金の領収証、社員証等）1点の計2点



※口座名義が世帯主の方以外の口座へ振込みを希望する場合

⇒ B へお進みください。



## B 【代理人による確認または受給を希望する場合】

確認書裏面の【代理確認・受給を行う場合】の欄を記入し、次の①および②を提出してください。

① 振込先口座が分かるもの ※上記A①と同様。ただし、印字されている口座に振り込む場合は不要。

② 本人及び代理人双方の本人確認書類 ※上記A②と同様

## C 【確認書に記載する数値に重大な相違がある場合】

次の①～③を提出してください。

① 振込先口座が分かるもの ※上記A①と同様。ただし、印字されている口座に振り込む場合は不要。

② 本人及び代理人双方の本人確認書類 ※上記A②と同様。ただし、本人申請の場合は代理人書類は不要。

③ 給付額算出に必要な数値がわかる書類（源泉徴収票や確定申告書等）

## 4. 書類の返送または窓口提出の期限

令和7年11月30日（日） ※当日消印有効

## 5. お問い合わせ先

八幡平市役所 福祉部 地域福祉課 福祉総務係

電話番号0195-74-2111（内線1113、1114、1115）